

# 山形市スポーツ協会スポーツクラブ規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、山形市スポーツ協会スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(事務局)

第2条 このクラブの事務局は、山形市落合町1番地の公益財団法人山形市スポーツ協会事務局内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 このクラブは、市民一人ひとりの健康保持及び増進、青少年の健全育成並びに競技力の向上を図る事業を行うとともに、市民の自主的な社会参加を促進し、地域コミュニティの活性化を図ることにより、明るく豊かな山形市の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 このクラブは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもから高齢者までの健康づくりに関する事業
- (2) 子どもの健全育成に関する事業
- (3) 競技力の向上に関する事業
- (4) コミュニティの形成に関する事業
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

## 第3章 会 員

(会 員)

第5条 このクラブの会員は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 会員に関する必要な事項は、別に定める。

## 第4章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第6条 このクラブの事業を円滑に運営するため、運営委員会を設置する。

2 このクラブに次の委員及び監事を置く。

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 1名    |
| 副委員長 | 1名    |
| 委 員  | 20名以内 |
| 監 事  | 2名    |
| 顧 問  | 若干名   |

3 この委員会に顧問を置くことができる。

4 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

## 第5章 会 議

(会議)

第7条 会議の種類は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(総会の構成)

第8条 総会は、正会員及び運営委員をもって構成する。

(総会の機能)

第9条 総会は、次にあげる事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 委員長並びに副委員長の承認
- (5) 委員及び監事の選任
- (6) その他クラブの運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第10条 総会は、委員長が招集し、原則年間1回開催するものとするが、必要な重要事案があるときは、この限りではない。

(総会の議長)

第11条 総会の議長は、委員長がこれを務める。

(総会の議決)

第12条 総会における議事は、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、出席した正会員（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会の議決に関わることができる者は、高校生以上の正会員とする。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。

## 第6章 事 務 局

(事務局)

第14条 このクラブの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 このクラブに次の事務局員を置く。

事務局長 1名

事務局次長 1名

事務局員 若干名

- 3 事務局長は（公財）山形市スポーツ協会事務局長が兼ねる。

- 4 事務局次長は（公財）山形市スポーツ協会事務局次長が兼ねる。
- 5 事務局員に関する事項は、委員長が別に定める。

## 第7章 事案の決定

（事案の決定）

- 第15条 事案の決定は、総会および運営委員会で議決するものを除くほか、当該事案の結果の重要性に応じ、運営委員長、事務局長が行う。
- 2 前項における事案の決定区分は別表1のとおりとする。

## 第8章 資産および会計

（資産の構成）

- 第16条 クラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 年会費
  - (2) 寄付金品
  - (3) 財産から生じる収入
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) その他の収入及び備品
- 2 前項の備品に関する区分については別表2のとおりとする。

（事業年度）

- 第17条 このクラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

## 第9章 支払基準

（講師謝金支払基準）

- 第18条 クラブの事業の講師に対する講師謝金は、原則として次に掲げる額を適用する。
- (1) 講師 1日1回5,000円
  - (2) 補助講師 1日1回3,000円
- 2 事情により前項に掲げる額以外を支給するときは、運営委員長の議決を経て、運営委員長がこれを定める。

## 第10章 雑 則

（細 則）

- 第19条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、委員長がこれを定める。

附 則

- 1 本規約は、山形市体育協会スポーツクラブ設立総会の日から施行する。
- 2 このクラブの設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 このクラブの設立初年度の事業計画及び収支予算書は、第9条の規定にかかわらず、設立準備委員会が定めるところによる。
- 4 設立初年度の運営委員並びに監事は、次にあげる者で構成する。委員、長谷川博明、吉田

昇, 庄司義信, 松木俊和, 菊地桂子, 高橋曜子, 尾形千春, 法身ゆかり, 武井寛, 柳川郁生,  
長崎克己, 監事, 城戸口庄悦, 鈴木芳子

- 5 平成24年 6月 3日一部改正。
- 6 平成25年10月17日一部改正。
- 7 平成28年 3月 2日一部改正。
- 8 平成28年 7月 6日一部改正。
- 9 令和 元年 6月13日一部改正。
- 10 令和 3年 6月13日一部改正。
- 11 令和 4年 4月 1日一部改正。

別表 1

委員長 専決事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算上の予備費の支出に関する事</li> <li>2 30万円を超える予算流用に関する事</li> <li>3 1件の価格が10万円を超える契約及び支出に関する事</li> <li>4 事務局員の任免に関する事</li> <li>5 取得した備品が, 損傷その他の理由により, 不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる備品の処分に関する事</li> <li>6 計画していた事業の終了又は廃止に関する事</li> <li>7 会員の増減に伴う予算の補正に関する事</li> </ol>
事務局長 専決事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 30万円未満の予算流用に関する事</li> <li>2 1件の価格が10万円未満の契約及び支出に関する事</li> <li>3 収入及び支出に関する事</li> <li>4 事務局員の賃金に関する事</li> <li>5 その他, 定例又は軽易な事項に関する事</li> </ol>

別表 2

備品区分について
<p>備品について 耐久年数が1年以上のもの, または, 取得価額が10万円以上のもの</p> <p>消耗品費について 耐久年数が1年未満のもの, または, 取得価額が10万円未満のもの</p>

## 山形市スポーツ協会スポーツクラブ運営委員会設置要綱

### (総 則)

第1条 この要綱は、山形市スポーツ協会スポーツクラブ規約第6条に基づく運営委員会（以下「委員会」という）に関することを定める。

### (委員会の事業)

第2条 この委員会は、このクラブの目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 規約の改正案の策定
- (2) 事業計画案と予算案の作成
- (3) 事業の評価
- (4) クラブのPRと情報発信に関する事
- (5) 会員の確保に関する事
- (6) 指導者の確保に関する事
- (7) クラブ全般に関する業務の執行
- (8) その他クラブの事業に必要とされる事

2 日常的なクラブの運営に関する事業の執行は、委員長と事務局がこれにあたる。

### (組織)

第3条 委員会は、クラブ会員且つ次の組織から選ばれた者並びに（公財）山形市スポーツ協会から指名された者で構成される。

- (1) 山形市スポーツ少年団本部
- (2) 福祉関係団体
- (3) 会員の代表
- (4) 指導者の代表
- (5) 学識経験者

### (種別及び定数)

第4条 この委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 20名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

### (運営委員の職務)

第5条 委員長は、このクラブを代表し、会務を統轄する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 委員は、運営委員会を構成する。

4 監事は、クラブの会計の状況を監査する。

### (任 期)

第6条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により選任された任期は、それぞれの前任者または現任者の残任

期間とする。

- 3 委員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(選 任)

第7条 委員及び監事は、総会において選任する。

- 2 委員長は、公益財団法人山形市スポーツ協会会長が指名し、総会で承認する。
- 3 副委員長は、委員長が推挙した者を総会で承認する。

附 則

- 1 本要綱は、(仮称)山形市体育協会スポーツクラブ設立総会の日から施行する。
- 2 この要綱で定める事項の他、必要な事項は運営委員長がこれを定める。
- 3 平成25年10月17日一部改正。
- 4 平成27年12月 8日一部改正。
- 5 令和 3年 6月13日一部改正。
- 6 令和 4年 4月 1日一部改正。

## 山形市スポーツ協会スポーツクラブ会員規程

### (総 則)

第1条 この規程は、山形市スポーツ協会スポーツクラブ規約第5条に基づく会員に関することを定める。

### (会員の資格)

第2条 このクラブに入会し、会員となる者は、クラブの目的に賛同する者とし、入会後はクラブが定める規約を遵守するものとする。

2 会員の資格は、他に譲渡できないものとする。

### (会員の種類)

第3条 この会員は、正会員と賛助会員とする。

2 正会員は個人会員とし、クラブが行う事業に参加することができる。

3 賛助会員は企業等の団体及び個人とし、クラブの円滑な運営に協力する。

### (会員の入会)

第4条 このクラブに入会を希望する者は、次に掲げるものを提出しなければならない。

#### (1) 入会申込書

2 正会員を希望する者は、事務局に入会申込書を提出するものとし、年会費を納め正会員とする。

3 賛助会員を希望する団体及び個人は、入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。入会は、提出された書類を元に運営委員長が認めたとき、年会費を納め、会員となることができる。

### (会 費)

第5条 会員は、年会費を納入しなければならない。(別表1年会費一覧表参照)

2 納入された年会費は、返還しないものとする。

3 会員は翌年もクラブの会員として更新する場合は、翌年度分の年会費を3月15日まで納入するものとする。

### (傷害保険)

第6条 全ての正会員は、クラブが指定する傷害保険に加入することとする。

2 傷害保険料は、正会員が納める年会費から支払うこととする。

### (管理責任)

第7条 正会員がクラブの活動中において発生した怪我、事故については、クラブで加入する保険の範囲内において適応する。ただし、その他の事故等に関しては、自己の責任とする。

### (会員喪失)

第8条 次の事項に該当する会員がいた場合は、運営委員会の協議により資格を喪失することがある。

(1) 規約に違反した場合

(2) クラブの名誉を傷つけた場合や秩序を乱した場合

### (退 会)

第9条 次の事項に該当する会員は退会とする。

2 退会届が事務局に提出された場合

3 会員の資格を喪失した場合

(個人情報)

第10条 会員の個人情報は、クラブ運営にのみ使用する。ただし、保険の適応等必要の範囲内で第三者に開示する場合がある。

#### 附 則

1 本規定は、山形市体育協会スポーツクラブ設立総会の日から施行する。

2 この規定で定める事項の他、必要な事項は運営委員長がこれを定める。

3 平成24年 6月 3日一部改正。

4 平成27年 3月15日一部改正。

5 平成30年11月14日一部改正。

6 令和 4年 4月 1日一部改正。

別表1 年会費一覧表

区 分	年会費	支払方法	年会費内訳
幼児（未就学児）	2,000 円	申込時支払い	保 険 料 事務手数料等
小学生・中学生	2,500 円		
高校生・一般	3,500 円		
親子ペア（2名様）	4,500 円		
シニア（65歳以上）	2,000 円		
賛助会員	1口 5,000 円		

## 山形市スポーツ協会スポーツクラブ事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は、山形市スポーツ協会スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）規約第14条に基づき、クラブの事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 事務局は規約第14条第2項の職員を置く。

(職 務)

第3条 事務局長は、委員長の命を受け、局務を統括する。

2 事務局員は、委員長又は事務局長の命を受けて、クラブ全般の事務を処理する。

(事務の専決)

第4条 委員長又は事務局長が専決することのできる事項は、規約第15条第2項の別表1のとおりとする。

(文書による処理)

第5条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長を経て、委員長の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく委員長に報告しなければならない。

(委 任)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

1 本規程は、平25年10月17日より施行する。

2 令和4年4月1日一部改正。